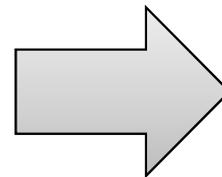
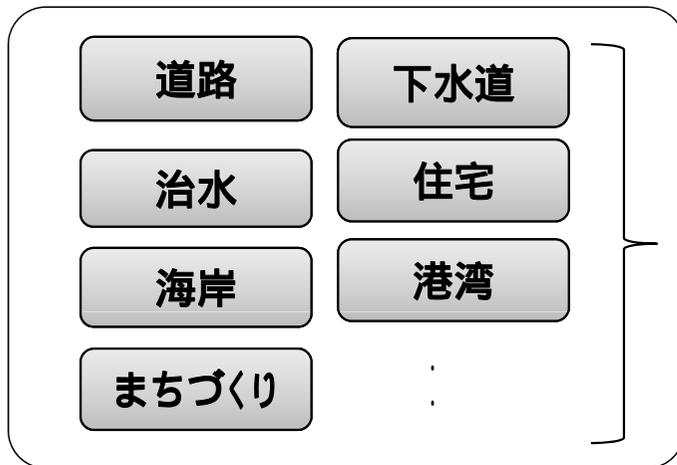


概要

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。

活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。

< 従前の補助金 >



個別補助金を原則廃止

社会資本整備総合交付金

特長（従前の補助金との違い）

これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

ポイント

地域が抱える **政策課題を自ら抽出** して整備計画で明確化
地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、**ハード・ソフトの両面からトータル支援**
地方公共団体の **自由度を高め**、使い勝手を向上

これまで

個別施設ごとにタテ割りで補助採択

個々のハード整備にだけ使用

補助金が余れば返還か繰越手続
(他には回せない)

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目

新交付金

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
地方の創意工夫を活かしたソフト事業も可 (効果促進事業)

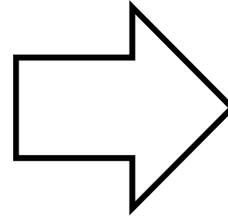
計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は) 年度間でも国費率の調整可
返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

効果促進事業

基幹事業		関連社会資本事業	<p>計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務(ソフト事業を含む)</p> <p>全体事業費の2割目途</p> <p>(例) 基幹事業が「道路」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス車両の購入 ・アーケードモールの設置・撤去 ・離島航路の船舶の改良(省エネ化等) ・観光案内情報板の整備 ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…) ・計画検討(無電柱化、観光振興…)
道路	港湾	各種「社会資本整備事業」 (社会資本整備重点計画法)	
治水	下水道		
海岸	都市公園	「公的賃貸住宅の整備」	
市街地	広域連携		
住宅	住環境整備		
	等		